

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

那須塩原市統一の保育理念、保育方針、保育目標が明文化されており、職員への文書配布、年度初めの職員会議での確認等を通じて職員に周知されている。保育理念等は「保育園のしおり」や「保育園要覧」にも記載されており、入園時や見学者等に説明しているものの、広く地域住民に向けて理解を促すという点では、例えば年度初めの園だよりを地域の自治会や民生委員、児童委員なども含めて配布するなど、さらなる工夫が期待される。

子どもの生活状況や様子、毎日の行動や保護者からの話等を全体会議や朝のミーティングで確認し話し合うなど、一人ひとりの子どもを尊重した保育について、共通の理解を持つための取り組みを行っている。園独自の平成 26 年度の「保育目標」として、全職員が子ども達のありのままの姿を受けとめ「あなたが大好き」と伝えていくことに特に力を入れている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子ども一人ひとりの日々の健康状態については朝夕の送迎時に保護者と綿密に連絡を取り合い、内容は早遅番ノートへ記録し、朝のミーティングを通して全職員へ周知されている。病気の回復途中等で服薬を必要とする子どもについては、「健康管理マニュアル」に基づき複数の職員で名前の確認をした上で与薬している。また、病歴一覧・病気等連絡綴り・健康診断関係綴り・治癒登園許可証明綴り等で個別の健康状況を把握すると共に、職員間での情報共有を図り保育に反映させている。

食事に関しては、保育課程や年間指導計画の中に食育計画を位置づけ、絵本や紙芝居を積極的に活用したり園庭に野菜を栽培したりするなどの活動を通して、食への関心を持ち、食事マナーを修得し食事を楽しめるよう取り組んでいる。特に3歳以上児クラスは年齢に応じた当番活動を行っており、食べ物への関心を持ち食事を楽しめるような環境が設定されている。また、おかわりを用意するなど、食事量の個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫されている。誕生日の子や、卒園を間近に控える年長児は数人ずつ事務室で園長や副園長と会食し、個別的に食に関する話などをする機会もあり、子ども達は楽しみにしている様だ。

食事の見直しや改善についての取り組みとして、給食提供前に副園長もしくは園長が検食し検食簿に、食事の状況については保育士が交替で喫食簿に記載し、それを基に月末給食会議において改善点等を話し合っている。また、子どもの食事の様子を把握するため調理員も各保育室を回るなどし、市で設定している栄養士・園長・調理員等による市内給食会議において見直しや改善に向けた取り組みが行われている。

健康診断・歯科検診・眼科検診の結果については、児童票に記録すると共に、保護者（H26年度からは異常のあった子どもの保護者のみに結果を報告する）や職員に周知されている。また、出席簿に綴られているクラス別健康診断結果表にも記載し、日々の保育に十分反映できるよう配慮されている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	①・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・②・c

評価所見

3歳未満児クラスでは、登園して間もなく布団で眠っている子どもがいた。今朝方早く目が覚めてしまい睡眠不足の様なのでゆっくり休ませているとのことであった。また一方では、長い休み明けで登園をぐずり、持っていると言っていると安心するという布切れを片手に、保育士にずっと抱っこされている子もいる。いずれも保育士はゆとりある優しい表情で対応していた。園の「保育目標」として“ありのままのあなたが大好き”を掲げており、実際に様々な保育の場面から保育士の温かなまなざしや言葉かけを随所に垣間見ることが出来た。子ども達一人ひとりが大切に受容され、職員間で子どもの状況への理解を深めたうえで働きかけや援助が行われていることが窺えた。

発達支援児の保育については、一日の生活に見通しを持てるよう文字や絵で流れを示すなど、子どもが安心して生活し他の子どもと共に成長できるような環境整備に努めている。担当保育士は専門研修を受ける機会があり、保護者とは綿密にメモや手紙などで連携し合い、専門機関である「なすの園」等と連携し、保育の内容や方法に配慮が見られる。保育を進めるにあ

たり、保育士同士が声を掛け合うなど職員間のチームワークが上手く図られ、目の行き届いた環境で保育している様子が窺える。

2階建て構造のため、利用人数が多い時間帯は、3歳未満児（1階）と3歳以上児（2階）に分かれて保育している。人数に応じて保育者が配置され、異年齢児と触れ合いながら、思い思いの玩具で遊んだり絵を描いたりして過ごしており、多い人数の中でも、ゆったりとした環境設定に心掛けている。18時を過ぎると人数も少なくなるので、保育者は1階と2階で互いに安全確認をし合い、3歳以上児は帰り支度をして下に降り、年齢差のある少集団で家庭的な雰囲気の中でのびのびと過ごしている。朝夕の個々の連絡事項は「早番ノート」「遅番ノート」に記載され職員や保護者に伝達されている。

保育サービスや保育所の変更等に当たっては、市として手順や引継ぎ文書が定められており、市内保育園への転園の場合は児童票の内容の引継ぎをし、子どもの保育に連続性を持たせている。他市町村への転出の場合は、市のマニュアルに沿って必要な情報を提供する仕組みがあるが、今までに利用されたことはない。しかし、保育サービス終了後も保護者が相談を希望する場合のために、担当者や窓口を設置し保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保する上で大切なことであることを踏まえ、今後の具体的な取り組みが期待される。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・Ⓑ・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育課程は保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育の理念・方針や目標に基づいて園内の意見を集約したうえで代表者が参画し、平成 23 年度に市立保育園で統一したものとして編成されている。26 年 4 月には、園内で全職員が保育課程を確認している。

入所児やその保護者の状況等を正確に把握し、市で統一した様式を基に保育園独自のアセスメントマニュアルを作成し、定期的にアセスメントし記録されている。

保育課程に基づき市立保育園で統一した年間指導計画が作成されているが、特に食育や年齢別研修に関しては園独自の保育内容や配慮事項が記載できる様式になっている。また、月間指導計画には、3 歳未満児一人ひとりに着目した個別指導計画が、3 歳以上児、特に発達支援児については子どもの実態を把握し他の子どもと共に成長できるような個別指導計画が作成され、定期的な反省・評価が行われている。短期的な指導計画や個別指導計画については月末会議に於いて、中長期的な指導計画については年度末に評価・見直しを行ない、次の計画作成に生かし保育の連続性が図られている。

提供する保育についての標準的な実施方法が組織として文書化され、各クラスで保管し活用している。実施状況については、日誌・週案・個別計画表の記録などから園長や副園長が定期的に確認し、必要に応じて指導している。この標準的な実施方法については、26 年度当初に園内で見直されているが、更に、実施する保育全般にわたって業務手順等も含んだものとなるよう、内容充実を図る取り組みが期待される。

子ども一人ひとりの発達状況・保育目標・生活状況等の経過が記録要領に基づいて児童票や個別計画表に適切に記載され、職員会議やケース会議の場で職員間の情報共有が図られているものの、保育に関わる全ての職員への周知の難しさを抱えている様に見受けられる。今後は、会議に出席していない職員への周知方法等についての工夫が求められる。

市の個人情報保護条例や守秘義務マニュアルに基づき、記録の保管方法や扱いに細心の注意を払っている様子が窺え、今後は、個人情報の保護や開示について保護者に丁寧に説明するなどの取り組みが期待される。

子どもの保育や保護者支援のあり方については、年齢別会議やケース会議等で十分に話し合わせ、定期的な職員会議の場で関係する全職員が情報を共有できるような仕組みが整備されている。

乳児保育のための環境は感染症対策として日々の消毒を励行し衛生的に保たれている。また、安全な環境を整備し、発達や健康状態に応じ一人ひとりが安心してゆったりと過ごせるよう心掛けている。個々の健康状態の把握や離乳食の進め方等については、連絡帳や献立表等で、日々、家庭と連携をとり子どもの状況に配慮しながら保育している。

1・2 歳児の保育は発達に応じ 3 クラス（0・1 歳児クラス、1・2 歳児クラス、2 歳児クラス）に分かれて実施されている。各クラスとも子ども一人ひとりの育ちを理解したうえで個別指導計画を立て、安全な環境の中で探索活動を見守ったり、子どもの関心のあるもので手づくり玩具を作り一緒に遊んだり、個々の気持ちを受け止めながら優しく言葉かけをするなどの姿が窺えた。また、連絡帳や送迎時の会話等を通して保護者との連携を図り、日々保健的な配慮がされている。

3 歳以上児においては、一つひとつの行動を見守り生活に必要な生活習慣や態度が身につくよう丁寧に関わったり、個人差を考慮しながら友だちと楽しく遊びや活動ができるよう保育士が関わり仲間意識を育てたり、集団で遊ぶ楽しさを十分に味わいながら成功体験を積み重ね自己肯定感が持てるような保育が進められている。各保育室には、簡単な時計（いま何時カード）や当番表・声の大きさを動物に例えた図表が掲示され、ボードに一日の予定をひらがなや絵で示す等、集団生活をする上での目安・役割・ルール等が分かり易く工夫されている。平成 26 年度より、市内の小・中学校に配置されている外国人の ALT（外国語指導助手）が夏休み中に保育園を巡回訪問する取り組みも始まり、子ども達が異なる文化を持つ人との関わりを経験する機会となっている。

就学に向けた取り組みとしては、年間指導計画の中に「文字や数などに関心が高まり思考力や表現力が広がる」「就学への期待が高まり自信を持って生活したり遊んだりする」と立案されている。具体的には 1～10 までの数字を用いカレンダーを作ったり、しりとり遊びや頭文字集めなどをしたり、交通指導員から道路の正しい歩き方の指導を受けながら近隣の小学校まで歩

いてみて、通学路の確認をしたりする等の機会を設けている。また、年長児の担任は幼保小公開授業を参観する機会があり、就学までに和式トイレに慣れることや着席して話を聞く態度が身につくよう保育の中で配慮している。保護者に対しても、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる様、保育参加の折りなどに働き掛けたり個別の相談に応じたりしている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
Ⅱ-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
Ⅱ-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
Ⅱ-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
Ⅱ-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・②・c
Ⅱ-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c

評価所見

「那須塩原市いきいきふれあいセンター」に隣接し園庭及び園舎2階廊下から通用口があり行き来出来るようになっている。西と南側が道路に面し、大きな樹木も少ないからか園庭はより広く感じられ、子ども達は大きなタイヤやおむしの置き物や思い思いの固定遊具でのびのび遊んでいる。トイレや廊下は窓が広く設計され、通気が良く明るい。また、幾つかの保育室には床暖房が整備されるなど、冬でも快適に過ごせる環境にある。一人で寛ぎたい子どもは、絵本コーナーが設置されている玄関ホールや階段で絵本を読んだり、事務室では恐竜フィギュアで遊べたりするなど、静かな場所が確保されている。また、保護者アンケートからも窺えるように、職員の明るい挨拶や優しい言葉かけ等も子どもが心地よく過ごすことができる人的環境となっている。

園庭の放射能除染後は、戸外遊びの時間が確保され、毎日体操集会を実施するなど体を存分に使って活動できる環境が整った。また、外部講師によるマット・跳び箱・鉄棒等を使った運動遊びを通して、集中力や瞬発力・考えて動く力を養うと同時に運動機能を整える取り組みを行っている。平成25年度からは、体幹をしっかりとさせ転んだ時に手が出る様にとのねらいの下、主に5歳児クラスで雑巾がけを取り入れている。また、子どもの気持ちを大切にしながら年齢に応じ基本的な生活習慣の定着が図られている。

朝夕の自由遊びや行事等を通し、自然に異年齢の子どもとの交流が行われているが、関わりの中で「憧れ」や「思いやり」「やさしさ」が更に育つよう、平成26年度から3歳以上児を対象に「たて割り保育」の年間計画を立案し、3つのたて割りグループで毎月第2・4の水曜日に交流活動を始めた。保育士同士の綿密な連携は職員間の良いチームワーク作りにも繋がり、運動会ではたて割りグループで創作野外劇を披露し、好評を博している。年度末には、一年間のたて割り保育の実施をふり返り、次年度に繋げて行く予定である。

那須連山を控え自然環境に恵まれた立地条件にある。近隣にある黒磯公園は、見晴らしも良く四季折々の変化を楽しむことができ、自然物の採取など豊かな経験ができる場所として親しまれてきたが、東日本大震災以来、放射線による健康影響を配慮して散歩に出掛ける回数は減っている。保健的環境や安全面の視点から、除染後の放射線量を確認しながら保育にあたっており、散歩や自然物を使った活動は見合わせざるを得ない状況のようだ。3歳以上の子ども達は、園庭ではヒマワリや朝顔を栽培し生長の様子を観察したり、地元企業の招待を受けてカブトムシの見学・他市での芋ほり遠足・なかがわ水遊園等に出掛けたりする機会を設け、自然を身近に感じとれる体験をさせている。黒磯地区には伝統的な行事として「巻狩り太鼓」の演奏があるが、年長クラスの子も達は樽太鼓演奏に取り組んでおり、掲示されている手づくりの楽譜を見ながら保育士と一緒に熱心に練習する姿が見られた。園の行事や地域高齢者との交流会で樽太鼓演奏を披露する場が設けられるなど、子ども達が様々な人とかわりながら、自己発揮できるよう工夫されている。

「うた」や「体操」などの年間計画を作成し、毎日活動に取り入れており、子ども達は季節の歌やさまざまな歌をのびのびと歌ったり表現したりして楽しんでいる様子が窺えた。保育室には、年齢に応じたさまざまな素材や用具などを自分で選び遊べるような環境が整備され、素材の持ち味を活かして制作した作品が展示されたり、自然な形で文字が取り入れられたりしている。子ども達の作品は隣のいきいきふれあいセンターに展示されることもある。絵本や紙芝居の読み聞かせは毎日積極的に行われている。毎週木曜日は園文庫の貸出日となっており、子ども達の姿から、好きな絵本選びを楽しんでいる様子が窺えた。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-1	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
Ⅲ-2	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
Ⅲ-4	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

評価所見

各クラスに保護者が1名ずつ保育に参加し、直接子どもとふれあうことで園での様子を直に感じられる「保育参加」を設けており、給食を試食する機会にもなっている。家ではあまり作らない苦手な物も食べることができているなどの感想が聞かれ、保護者から園での食事の様子が分かること好評である。また、献立表、給食だより、園だより、クラスだより等の配布物を活用して、食事に関する注意や大切さを伝えている。

送迎時に保護者から園児の様子（昨夜はあまり寝ていないとか、朝食は少ししか食べていない等）を聞いて朝のミーティングで共有したり、連絡帳にて状況を確認したりすることにより、家庭の状況を踏まえた適切な保護者支援を行っている。離乳食から幼児食への移行に当たっては、家庭での食事の様子を確認しながら徐々に進めている。

保育参加後に行われる個人面談では、子どもへの対応の仕方や日頃の育児の悩みなどの相談を受けることが多く、保護者と保育士との共通理解を深める機会となっている。日常のやり取りを通じて保護者の状況を把握し、保護者の気持ちを受け止めて子育て等の相談や助言を行うことにより、お互いに信頼関係を深めている様子が窺われた。

虐待マニュアルは整備されており、職員全員の共通理解のもと、子どもの身体の状態等について普段からきめ細かに観察することにより、虐待等が疑われる子どもの早期発見に努めている。隣接する子育て相談センターとの間で日常的に連絡を取り合うなど、関連機関との連携も密に行われている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果	
Ⅲ-5	子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	㉠・b・c
Ⅲ-6	地域の福祉ニーズを把握している。	a・㉠・c
Ⅲ-7	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・㉠・c
Ⅲ-8	事業所が有する機能を地域に還元している。	a・㉠・c
Ⅲ-9	必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c
Ⅲ-10	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-11	関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-12	利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-13	保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c

評価所見

地元企業の敷地内にカブト虫見学に出かけたり、高齢者学級でのミニ運動会、ふれ合い遊び等でお年寄りとの交流を行ったりしている。隣接する施設の公民館まつりや消費者まつりでは園児の作品を出展しており、園の運動会には民生委員や自治会長を招待するなど、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。

外のポストは意見箱を兼ねて設置されているが実際に活用されたケースはなく、地域の具体的な福祉・子育てニーズについては、子育て相談センターや保健センターと連携することにより、情報を得ている。

市全体として「次世代育成支援対策行動計画」に基づく子育て支援事業を実施しているため、園独自の取り組みとして一時預かり保育は実施していない。また、地域の子育て家庭対象の子育て相談を受ける仕組みはあるものの実際の利用は少ない。

隣接する施設内には子育て相談センターが設置されており、子育てサロンを利用している親子が時々園庭に遊びに来るなど交流する機会は多いものの、園独自に地域に働きかける取り組みはやや弱い。夏祭りなど園主催の行事の際に地域の子育て家庭にも積極的に参加を呼びかけるなど、事業所が有する機能を地域に開放・提供する取り組みの強化が期待される。

事務所内に関連機関・団体の連絡リストがあり各種別別に整理されており、職員がすぐ利用できる様になっている。職員会議でも説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。

ボランティア受け入れマニュアルは整備されており、担当者も決まっている。ボランティアとの事前の打ち合わせを行い、職員会議でクラス分けや注意事項等を周知した上で実施している。

年長児巡回相談や5歳児発達相談など、様々な機会を通じて必要な関係機関と連携し、保護者及び職員がアドバイスを受け支援している。子育て相談センターの発達アドバイザーによる発達支援児への研修を実施し、指導方法や対応の仕方などを学んでいる。地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対して、定期的に検討の場を持つなど関係機関と連携、協力して取り組んでいる。

入園を希望する見学者が多く、質問には保育園要覧等を使って分かりやすく説明している。保育サービスの具体的な内容を入園説明会等で説明する場合には、保護者に理解してもらえるよう話し方を工夫している。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
IV-3 子ども安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	①・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

評価所見

一般市民が自由に利用できる公民館等の公共施設と隣接しており、園庭は車両通行や人通りの多い道路沿いにあるため、園長のリーダーシップの下、不審者対策等の安全対策には万全の注意を払っている。事故災害防止対策表での日常の点検のほか、ひきつけやけいれん、熱中症等への注意を喚起するための観察チェック表も整備している。

毎月、火災、地震、竜巻、その他様々なリスクを想定した避難防犯訓練を実施するなど、安全確保の取り組みを積極的に行っている。市の電子メール配信サービスを活用し、保護者に不審者対策や防災等の緊急情報を提供する仕組みが定着している。

毎日、事故災害防止対策表の備考欄にヒヤリハット事例をメモで記録し、必要に応じてヒヤリハット用紙に転記しており、毎月の職員会議で事例を報告し合うとともに、園長、副園長が押印、チェックする仕組みを構築している。「お散歩マップ」を図表にし、散歩中に特に注意する箇所には赤いシールを、トイレが設置されている場所には緑のシールを貼るなど、安全に楽しめるよう工夫している。また、クラスの部屋ごとに注意事項を記載した危険箇所マップを作成している。

食物アレルギー対応マニュアルを整備しており、保護者が毎日の献立表に除去食材をチェックして園に提出し、必要に応じて関係者で面接を行うなど、医師の指導、保護者との連携の下で適切に対応を行っている。

市立保育園全体で調理・衛生管理マニュアルを策定して見直し、周知、研修等を行っており、衛生管理の取り組みが適切に実施されている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	(a)・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a)・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・(b)・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・(b)・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

毎年、前年度の評価・反省を踏まえて園独自のアクションプログラムを策定するなど、保育の質について定期的に自己評価を行う体制が整備されている。保育士、調理員、用務の全職員が半期ごとに自己評価を行う仕組みが定着しており、個々の反省を踏まえた保育の改善が図られている。

平成 25 年度のアクションプログラムは、前年度に職員研修が計画通り進められなかった反省を踏まえて、引き続き「保育士の資質向上」と「保護者の気持ちに寄り添った保護者支援」を目標に掲げている。園全体の自己評価を踏まえた改善課題を職員間で共有し、職員参加により改善策を具体化するという点では、保育の改善課題について職員間で認識の隔たりがないか、検証してみたい。今後は職員会議等で自己評価の結果や改善課題等について話し合いを強め、職員間の共通理解を促進することが期待される。

市の保育園整備計画の下に、必要な人材や人員体制に関するプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。市の正規職員について人事考課の仕組みが整備されているものの、臨時職員、パート職員は対象外である。園として個々の職員の仕事ぶりを評価し、その結果をフィードバックすることにより、個々職員の意欲を喚起し、職場全体を活性化させる取り組みの強化が期待される。

職員の有給休暇消化状況や時間外勤務時間数などを常に把握し、年 2 回管理者が職員全員と個人面談を行うなど、職員の就業状況や意向の把握に努めているものの、職員アンケートでは意向把握や改善が十分でないと感じている職員も少なくない様子が窺われるので、今後は把握された意向・意見について分析、検討し、職場の改善にいかす仕組みの構築が期待される。

市のアクションプログラムには「保育士等研修の充実」が掲げられ、職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。市で実施する年 2 回の年齢別担当保育士研修には、臨時職員も含めて可能な限り参加しており、効果を上げている。職員が参加した外部研修会の内容については、全職員で回覧する仕組みがつけられている。

園独自のアクションプログラムにおいても、平成 26 年度は園内研修の充実が目標として掲げられており、第三者評価の受審を機会に、全職員を対象にグループ分けして自己評価をすり合わせ、全体で確認する取り組みを行っている。また、個々の職員に求められる知識や技術等を把握した上で、臨時職員も含めてバランスよく外部研修を受講できるよう配慮されており、研修計画に基づいて必要な研修を受講し、職員会議での報告や文書回覧等により共有を図っている。

市では公務員としての知識を身につけるために個人ごとの研修計画を策定し、職員の資質向上を図っているものの、職員一人ひとりを対象とした保育の専門研修計画までは策定していない。保育士不足の中で経験の浅い保育士等も増える傾向にあり、職員研修をさらに充実させ、職員の資質向上を図る取り組みが重要となっている。今後は、保育の専門研修という面においても一人ひとりの職員の持つ技量等を評価して個別的な研修計画を策定し、成果の評価・分析を行って次の研修計画の内容に反映させる取り組みの強化が期待される。

実習生の受入れマニュアルを整備し、その中で意義・方針を明文化しており、実習生の受け入れと育成について体制を整備している。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	(a)・b・c

IV-22	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
IV-23	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・②・c
IV-24	子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	①・b・c
IV-25	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・b・c
IV-26	施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
IV-27	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
IV-28	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-29	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-30	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
IV-31	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
IV-32	外部監査が実施されている。	a・b・③
IV-33	保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・②・c

評価所見

市の次世代育成支援対策行動計画、保育園整備計画、行政予算管理の下に中・長期計画、収支計画が策定されており、中・長期計画の内容を反映した園の事業計画が策定され、園独自のアクションプログラムなど各計画は、職員参画のもとで策定、評価・見直しが行われている。

園独自の「保育目標」として、年度の重点目標・課題をわかりやすく絵で表現したカラーの印刷物を作成しており、職員、保護者、子育て相談センター、公民館、実習生の学校、近隣の小学校等に配布している。異年齢児交流や運動遊び等に取り組む一方、保護者一人ひとりに向き合い保護者支援に力を入れることや、地域住民や関係機関と交流を図ることなど、保育園の事業計画、アクションプログラムの内容について様々な関係先に理解してもらい、浸透させる取り組みとして高く評価できる。

行事ごとに保護者アンケートを実施し、保護者の意向を把握して、問題指摘を受けた場合には分析・検討して保育の改善にいかす取り組みが行われている。夏祭りや運動会、発表会等の内容については保護者から高い評価を受けている。

家庭で様々な問題を抱える保護者の気持ちに寄り添った保護者支援を行うよう職員に周知し、保護者からの相談にはその都度応じ、実際に何か悩んだときには親身になって聞いてくれると保護者から評価されているものの、園の相談等に対する姿勢をより積極的に保護者に伝えるための取り組みがやや弱いので、園だより等へ掲載や伝わりやすい場所への文書掲示等、さらなる工夫が期待される。

子ども・保護者のプライバシー保護については、守秘義務マニュアルを整備し、職員への周知を図るとともに、職務上配慮すべき事項については、年2回文書の読み合わせ等の研修を行っている。

毎年、保護者に対して苦情解決制度に関する説明文書を配布するなど、苦情解決の仕組みは整備されており、苦情内容と解決結果等については記録に残し、申し出た保護者に対応内容等をフィードバックするなど、適切に対処する仕組みは機能している。

園長の役割と責任は職務分担表に明文化し、職員会議等で表明されており、職員に理解されるよう積極的に取り組まれている。また、園長は研修参加等を通じて、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。園長は、保育の質の向上に対して意欲を持ち、アクションプログラムの実施等を通じて、組織的な取り組みに努めている。

県保育協議会や園長会議等を通じて保育に対する需要動向や園の位置する地域の特徴が把握されており、事業経営を取り巻く環境を的確に把握するための仕組みが確立されている。コストや在園児の推移等の分析や予算執行状況等を定期的に職員に周知し、改善のための取り組みを職場全体で行っている。

外部監査という形式ではないものの、市全体として地方自治法に定められた監査委員（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。

保育参加や行事後のアンケート等により保護者から意見・意向の把握を行い、保育方法の改善等にかかしている。保護者から意見や提案を受けた場合の記録方法等を定めたマニュアルは作成していないものの、意見が出た場合には職員会議で話し合い、保育の改善に反映させている。意見への対応に時間が掛かる場合があり、検討状況の報告や具体的な改善対応を迅速に行うという点で、さらなる努力が期待される。